

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○特許法施行規則等の一部を改正する
省令(経済産業一四一)

○工業統計調査規則の一部を改正する
省令(同一四二)

〔告 示〕

○工業調査票甲及び乙並びに工業調査
準備調査名簿の様式を定める件
(経済産業三六四)

〔官庁報告〕

官庁事項

独立行政法人福祉医療機構中期目標の
公表について(厚生労働省)

独立行政法人国立重度知的障害者総合
施設のぞみの園中期目標の公表につい
て(同)

独立行政法人労働政策研究・研修機構
中期目標の公表について(同)

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機
構の中期目標の公表について(同)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責、
再生関係
特許法人等
平成十四事業年度財務諸表(独立行
政法人国立健康・栄養研究所・独立
行政法人海技大学校)、独立行政法
人製品評価技術基盤機構計量法第百
二十一条の二の規定に基づく認定、
都市基盤整備公団、弁理士登録、企
業年金基金設立関係
地方公共団体
公債償還(東京都・千葉県・札幌
市)、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○経済産業省令第四百一十一号
特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)の施行に伴い、及び関係法令を実施
するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年十月二十七日
特許法施行規則等の一部を改正する省令
経済産業大臣 中川 昭一

(特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。
目次中、第七章 特許異議の申立て(第四十五条の二―第四十五条の五)を、第七章 削除、に
改める。

第四条の二第一項中、「特許法第二百一十一条第一項の審判」を、「拒絶査定不服審判」に、同法第四
条を、「特許法第四条」に改める。

第四条の三第一項第九号から第十一号までを削り、同項第十二号中、「特許法第二百一十一条第一
項の拒絶査定に対する審判」を、「拒絶査定不服審判」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十三号
中、「第七百七十四条第三項」を、「第七百七十四条第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十四
号中、「第七百七十四条第三項」を、「第七百七十四条第二項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第
十五号中、「特許異議の申立て前」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十六号を同項第十三
号とし、同項第十七号を同項第十四号とする。

第八条第一項中、「特許異議申立書」を削り、同条第二項中「特許法第二百一十一条第一項の審判」
を、「拒絶査定不服審判」に改める。

第九条第一項、第九条の二第二項及び第二項、第九条の三第二項並びに第十一条の五中、「特許法
第二百一十一条第一項の審判」を、「拒絶査定不服審判」に改める。

第十三条第三項中、「特許異議の番号」を削り、若しくは「を、又は」に、申立て又は請求
を、「請求」に改め、特許異議の番号、を削り、同条第四項中、「特許法第二百一十一条第一項の審判」
を、「拒絶査定不服審判」に改める。

第十三条の二第一項中、「一」を、「いずれかに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刑行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付
した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類
を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

一 その特許が特許法第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願
(特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願、同法第八十四条の四第一項の外国語特許
出願及び同法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて
外国語でされたものを除く。)に対してされたこと。

二 その特許が特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定
に違反してされたこと。

三 その特許が特許法第三十六条第四項第一号又は第六項(第四号を除く)に規定する要件を満
たしていない特許出願に対してされたこと。

四 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請
求の範囲又は図面に記載した事項が同条第一項の外国語書面に記載した事項の範囲内にな
いと。

五 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が特許法第二百二十六条第
一項ただし書若しくは第三項から第五項まで(同法第三百三十四条の二第五項において準用する
場合を含む)又は第三百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたこと。

前項の規定による情報の提供は、様式第二十号により作成した書面によらなければならない。
前条第三項及び第四項の規定は、前項の書面に準用する。